

## 警報発令時等の安全対策について

豊川市子ども健康部子育て支援課

警報発令時等の児童クラブの安全対策及び対応については下記のとおりとします。よろしくお願ひします。

### 記

#### 1 「暴風警報」・「暴風雪警報」・「特別警報」が発令又は解除された場合

- (1) 警報が発令され、小学校が休校となる場合は、児童クラブも休所とします。
- (2) 警報が発令され、児童クラブが開所していない在校中に、小学校が一斉下校となった場合は、児童クラブは休所とします。
- (3) 児童クラブを利用中に警報が発令された場合は、保護者の方に速やかにお迎えに来ていただきます。
- (4) 夏・冬・春休み期間や祝日、振替休日、学校行事の代休など学校休業日の場合
  - ア 警報が発令され、午前8時までに解除されないときは、児童クラブは休所とします。
  - イ 警報が発令され、午前8時までに解除されたときは、解除の2時間後から開所します。  
ただし、特別警報が発令された場合は、午前8時までに解除されたときでも、災害、気象、交通機関の状況等に関する情報収集に努め、安全と判断できるまでは、開所しません。
  - ウ 児童クラブを利用中（午前8時～午後7時）に警報が発令された場合は、保護者の方に速やかにお迎えに来ていただきます。

#### 2 地震警戒宣言が発令または解除された場合

「1 「暴風警報」・「暴風雪警報」・「特別警報」が発令又は解除された場合」と同じ取り扱いとします。

#### 3 東海地震注意情報が発表された場合

- (1) 児童クラブが閉所中に東海地震注意情報が発表されたときは、その後、安全が確認できるまで休所とします。
- (2) 児童クラブを利用中に東海地震注意情報が発表されたときは、保護者の方に速やかにお迎えに来ていただきます。

#### 4 大雨などの影響により避難指示が発令された場合

「3 東海地震注意情報が発表された場合」と同じ取り扱いとします。

#### 5 防犯、災害訓練等のため、全保護者による児童の引き取りが行われる場合

児童クラブは開所します。

## 6 事件等が発生した場合

- (1) 事件等が発生し、小学校が休校となる場合は、児童クラブも休所とします。
- (2) 児童クラブが開所していない在校中に、小学校が引き取り下校となった場合は、児童クラブは休所とします。
- (3) 児童クラブを利用中に、小学校が一斉下校又は学年別下校となった場合は、保護者の方に速やかにお迎えに来ていただきます。
- (4) 夏・冬・春休み期間や祝日、振替休日、学校行事の代休など学校休業日の場合  
ア 事件が発生した場合は、その後、安全が確認できるまで児童クラブは休所とします。  
イ 児童クラブを利用中（午前8時～午後7時）に事件が発生した場合は、保護者の方に速やかにお迎えに来ていただきます。

## 7 インフルエンザなどの感染症により学校で閉鎖となった場合

- (1) 学校閉鎖・早帰りとなる場合、児童クラブは休所とします。
- (2) 学年閉鎖・早帰りの場合、その学年に所属する児童については、児童クラブへの受入れはしません。
- (3) 学級閉鎖・早帰りの場合、その学級に所属する児童については、児童クラブへの受入れはしません。
- (4) 閉鎖に相当する期間が学校休業日・祝日・長期休暇まで続くときは、閉鎖に相当する期間が終わるまで、閉鎖の学校、学年、学級に所属する児童については、児童クラブへの受入れをしない場合があります。

- ※1 保護者の方が仕事の都合等でお迎えに来られない場合は、親戚や知り合いの方など、必ず連絡が取れるように依頼しておいて下さい
- ※2 テレビ、ラジオ等で正しい情報を確認し、児童の安全を確保して下さい
- ※3 警報等による一斉下校等の情報は学校の「緊急連絡メール」で入手することができます  
(詳細は、学校へお問い合わせください)
- ※4 児童クラブに関する緊急の連絡等は「とよかわ安心メール」で配信します  
(事前に、とよかわ安心メールの「児童クラブ」への登録をお願いします)